

令和3年5月19日	
資料提供	
担当課	森林整備課
担当者	井馬、本田
電話	(直通) 073-441-2977

「紀の国森づくり基金活用事業」 令和3年度（第2次）公募事業の募集が始まります！

1 趣旨

森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とした「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」が施行され、県では、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るため、「紀の国森づくり税」を用い「紀の国森づくり基金活用事業」を実施しています。

この事業は、県民主体・県民との協働を重視して、両条例の趣旨に合った、自ら企画立案し実施する活動を公募し、審査・選定のうえ、補助するものです。

平成19年度から令和2年度末までにおいて、延べ460のNPOなどの団体が、多くの県民の参画を得て、森づくりなどの活動を行っています。

県民の皆様から、森林を守り育てる活動や、県民の森林への理解が深まる活動など、多くの応募をお待ちしています。

2 応募資格

県内に事務所又は営業所を有する法人、その他の団体

3 応募期間

受付期間：令和3年5月24日（月）～令和3年6月25日（金）

4 応募方法

(1) 提出書類

公募要領及び所定の申請書は、県庁森林整備課及び各振興局林務課に設置
また、県庁森林整備課のホームページからダウンロード可

(2) 提出方法

郵送、持参またはメール等で最寄りの振興局林務課へ提出（郵送の場合は消印有効）

5 選定方法

紀の国森づくり基金条例第5条の規定に基づいて設置した「紀の国森づくり基金運営委員会」において、以下の事項について調査審議をしたうえで、本事業に適したものを知事が選定

- (1) 整合性（条例の趣旨に合致しているか）
- (2) 公益性（事業の内容、場所等が県民のためになるか）
- (3) 計画の実現性（実現できる計画であるか）
- (4) 効果（投資効果が高いか）
- (5) 予算の内容（事業に係る経費配分はどうか）

※なお、応募のあった事業は、令和3年度予算の範囲内で採択の可否を決定します。

